

いつもお世話になります。

今年は節分に恵方巻を手作りしました。思いつきでしたので家には巻きすがなく、アルミホイルで代用して巻きました。不格好ながら子供たちが自分で作ったものを食べている様子は、ほほえましく思いました。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

迷わんよりは  
問え

(日本のことわざ)

## 日常の五心

「すみません」という反省の心

「はい」という素直な心

「おかげさまで」という謙虚な心

「私がします」という奉仕の心

「ありがとう」という感謝の心

〜元気手帳より〜



## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【租税教室】

1月29日(火)に穂積小学校で租税教室を行いました。私たちの生活と税金の関わり、税金の使われ方などを通して45分間お話ししました。1億円のレプリカを使っつての話は、稼いだ場合・拾得した場合、宝くじで当たった場合で支払う税金の金額の違いを伝えました。45分間とても熱心に聞いてもらえました。



# 知っとこ！「税務のマメ知識」

## 【奨学金の肩代わり】

大学等の学費として借りた奨学金の返済に苦労する人は少なくないようで、昨今では、企業や自治体が従業員や住民の奨学金の返済を支援する制度を設けることもあります。

奨学金を返済中である自社の従業員を対象に、その返済支援という名目で毎月の給与や賞与とは別枠で一定額を支給する企業もあるようです。学資に充てるため給付される金品、“学資金”は所得税法上、原則非課税とされていますが、給与等の性質があるものは課税となります。企業が奨学金の返済支援という名目で従業員に金銭を支給しても、直接学資に充てられているものではないことなどから、一般的には学資金に当たらず、給与等として源泉徴収の対象と考えられます。

また、自治体がその地域に暮らす住民や地元企業で働く者に対し、奨学金の返済支援として一定額を支給する制度もあります。原則は学資金に当たらないとするものの、奨学金を支給する財団等に自治体が直接金銭を支払っているような場合などは、学資金に当たり非課税として差し支えないとしています。

稀なケースかもしれませんが、奨学金の“肩代わり”という観点でいえば親族から支援を受けることも考えられます。親子等の扶養義務者から受ける教育費に贈与税は原則として課されませんが、返済義務がある本人に代わり奨学金を返済したのであれば、それは本人の債務の引受けとして課税対象となるようです。ただ、本人が資力を喪失し債務の弁済が困難と認められる場合には、課税されません。  
(引用；週刊税務通信 3538号)

## 事務所あれこれ日記

1月23日、29日の2日間、確定申告実務研修とシステム研修に参加してきました。確定申告の流れや、各種所得の意義や計算方法を学ぶことができました。  
皆様のお役に立てる様に頑張ります！！



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

